



国民年金保険料は 遅れずに納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大いな支えとなります。保険料の未納が続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

保険料は遅れずに納めましょう。

国民年金保険料の納付が国難なときは、 未納のままにせず、必ず町民福祉課窓口で手続きを！

納付が困難なときは 保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めるのが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。

保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

30歳未満の方は 若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるとき有限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

学生の方は、 学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

※手続きは毎年必要です。

保険料免除などが承認された期間は

- 保険料免除など承認期間中の障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合でも、一定の基準を満たしていれば、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。
- 老齢年金の受給には原則25年以上の保険料納付期間（受給資格期間）が必要ですが、保険料免除などの期間は、この資格期間に算入されます。
〔保険料免除などが承認された期間については、10年以内であれば、後から納付（追納）して満額の年金に近づけることができます。〕
- 承認された期間の保険料について、電話や、訪問等による納付案内はありません。

お問い合わせ先：四日市社会保険事務所 353-5513

町民福祉課 377-5653